

◎新潟県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類及び路線名
県道 黒俣越後下関停車場線
- 2 道路の位置
岩船郡関川村大字安角 889 番 2 から同郡同村大字蔵田島 256 番まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 河川管理者 新潟県知事 泉田 裕彦
所在 新潟市中央区新光町4番地1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持（路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内を除く。）又は修繕
(2) 原則として(1)に係る部分の災害復旧
- 5 管理の期間
平成15年3月31日から当該施設の存続する日まで